

米中貿易協議共同声明に関するポイント（改訂版）

- 一時停止した「非関税措置」は、45 企業への禁輸措置等
- レアアースの輸出規制の扱い自体には言及はないが一定の緩和に
- 「戦略的鉱物の密輸取締り特別行動」の実施決定

2025. 5. 13／改訂版同 5. 15

CISTEC 事務局

【改訂版・注】※ 改訂による追加は青字で表示。

5 月 14 日が共同声明での合意の履行期限だったことを踏まえ、現時点で措置された中国側のレアアース関連の措置を中心に解説する（改訂はレアアース関連の**ポイント 3**部分になる）。

結果として、4 月 2 日以降に「信頼できないエンティティリスト」及び「輸出管理リスト」に掲載された組織向けの執行は一時停止され（一律ではない）、一定の緩和につながる措置は講じられたものの、他方で、昨年 12 月 3 日以降の対米包括的対抗措置は有効であり、また、2023 年に開始されたレアアース以外の一連の鉱物資源の輸出規制もまた有効となっている。

また、合意前の 5 月 9 日に、「戦略的鉱物の密輸取締り特別行動」の実施が中国商務部から発表された。同チームは政府横断的組織であり、国家安全部が参加している。国家安全部は以前より、改正反スパイ法に基づいてレアアースを含む鉱物資源の「外国勢力と結託した密輸」を厳正に取り締まる旨を表明していた。今後、ビジネス取引に関する許認可等の運用の不透明性・不安定性だけに留まらず、外国企業が意図しない形で、「スパイ活動」に関与したとして摘発されるリスクも生じることとなったという点も、十分念頭に置く必要がある（改正反スパイ法は、物品の窃取、提供もスパイ行為に該当する）。

今回の中国側のレアアース関連の措置によって、その中国依存リスクの深刻さがトランプ新政権及び米議会に共有されたと思われ、今後、信頼できるサプライチェーン構築に向けた取組の加速が期待される。

米中両政府は、スイスのジュネーブで閣僚級貿易協議を行ってきた米中両政府は、5 月 12 日に、関税引き下げ等に関して合意したとする共同声明を発表した。

その中には、関税問題だけでなく、「米国向けの非関税措置の一時停止又は解除」も含まれており、中国側のレアアースの輸出規制を念頭に置いたものとの指摘もなされているが、米国の最優先課題の一つとされている一方で、緩和対象と考えた場合、わかりにくい面がある。

また、米側のベッセント財務長官らの複数の記者会見での発言から、全体的な構図が見え

てきている。

そこで、その構図内容について、ポイントを整理してみることにした。

非関税措置についての合意内容は、5月14日期限であるため、具体的にどのようにそれが実際に実行される中で分かっていく点もあると思われるが、[同日までに公表された措置を紹介し、その意味合い等を考察する。](#)

共同声明内容

■共同声明原文

Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Geneva

The White House May 12, 2025

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/05/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-geneva/>

アメリカ合衆国政府(以下「合衆国」という)及び中華人民共和国政府(以下「中国」という)は、両国の二国間の経済及び貿易関係が両国及び世界経済にとって重要であることを認識し、

持続可能で、長期的で、かつ、相互に有益な経済及び貿易関係の重要性を認識し、両国の最近の議論を振り返り、継続的な議論が、両国の経済・貿易関係における双方の懸念に対処する可能性を有すると信じ、そして

相互開放、継続的なコミュニケーション、協力、相互尊重の精神で前進する。

両当事者は、2025年5月14日までに以下の行動をとることを約束する。

米国は、

(i)2025年4月2日の大統領令第14257号に規定された中国の物品(香港特別行政区およびマカオ特別行政区の物品を含む)に対する追加の従価税率の適用を変更し、その税率の24パーセントポイントを最初の90日間停止することにより、ただし、当該命令の条件に従って、これらの物品の残りの従価税率の10パーセントを保持する。

(ii)2025年4月8日の大統領令14259および2025年4月9日の大統領令14266によって課せられた、これらの物品に対する修正された追加の従価税率を削除する。

中国は、

(i)2025年国務院関税率委員会第4号の発表に規定された米国の品目に対する追加従価税率の適用を適宜変更し、当該品目に対する追加従価税率の24パーセントポイントを最初の90日間停止し、当該品目に対する残りの追加従価税率10パーセントを保持する。

2025年の国務院第5号の関税定率委員会の発表および2025年の第6号の国務院の関税

定率委員会の発表によって課されたこれらの品目に対する追加の従価税率の修正を削除する。(ii)2025年4月2日以降に米国に対して講じられた非関税措置を一時停止または解除するために必要なすべての行政措置を採用する。

上記の措置をとった後、両当事者は、経済・貿易関係に関する議論を継続するためのメカニズムを設立する。これらの議論の中国側からの代表は、何立峰國務院副総理であり、米国側の代表は、スコット・ベッセン特務長官とジェイミソン・グリア米国通商代表部長である。これらの協議は、中国と米国において交互に行われることができ、又は締約国の合意に基づき第三国において行われることができる。必要に応じて、双方は、関連する経済及び貿易問題に関する実務者レベルの協議を行うことができる。

■トランプ大統領会見（ロイター25.5.12）

◎米中、追加関税引き下げで合意 トランプ氏「中国が完全に国を開放した」

<https://www.bing.com/videos/riverview/relatedvideo?q=%e4%b8%ad%e5%9b%bd%e3%80%80%e5%ae%8c%e5%85%a8%e3%81%ab%e9%96%8b%e6%94%be%e3%81%97%e3%81%9f%e3%80%80%e3%83%ad%e3%82%a4%e3%82%bf%e3%83%bc&mid=4F2678A4961BA61CF6664F2678A4961BA61CF666&FORM=VIRE>

会見では、トランプ大統領は、「米中関係の完全な再構築を達成した。」「中国は国の完全な開放に同意した。これはとても素晴らしいことだ。」と高く評価している。

■ベッセン特務長官インタビュー（ブルームバーグ独占 25.5.12）

<https://www.bloomberg.com/news/videos/2025-05-12/bessent-says-it-is-implausible-tariffs-on-china-go-below-10-mal2x0a8>

※下記のポイント解説の中で発言を紹介。

（注）なお、今回の合意以前に、米中双方とも自国に支障がある品目については、独自に関税免除等を行っている。それぞれ金額ベースでは、相手国からの輸入額の2割強に相当すると報じられていた。

【米国】

■米国が対中相互関税の一部免除発表（25.4.11）

- トランプ米政権は11日、相互関税の対象からスマートフォンとコンピューターなどを除外すると表明した。中国製品に対する関税についても、スマートフォンとコンピューターをはじめとする電子機器や部品は除外。
- 米国の適用除外は約1020億ドル、中国からの輸入総額の約22%相当だったとのこと。
- その他、ここ数カ月で180社以上が1100件を超える関税除外の申請を提出し、米国での工場、製造設備に必要な中国製機械の輸入の必要性を訴えているとのこと（ブルーム

バーグ 25. 5. 4 他)。

【中国】

■中国政府が、一部の米国製品に報復関税の適用を除外との報道 (4. 25～5. 2)

○5月初め時点で、中国は一部の米国製品について関税の適用除外を非公表で開始したとの報道。

○4月25日時点で、商務省の作業部会が関税免除の対象になり得る品目について、企業側に要望を提出するよう求めている(4月24日に外資企業含め80社と会合と発表)。
地方政府の貿易当局も外国ロビー団体含め、関税影響評価の調査を実施。

○過去1週間に取引業者や企業の間で、対米関税の適用除外となる131品目のリストが回覧された。この品目にはジェットエンジン、マイクロチップ、医薬品や工業用化学品などが含まれる。ブルームバーグの試算では、131品目の輸入総額は約400億ドルに上り、2024年の米国からの輸入総額の約24%に相当した。

(ロイター25. 4. 25、ブルームバーグ 25. 5. 2 等)

主なポイント

ポイント1：米国は、一般的デカップリングは行わないが、安全保障に関わる戦略的デカップリングは行くと説明

○ベッセント長官発言「どちらも一般的なデカップリングは望んでいない。米国は、国家安全保障上の利益があることが判明した品目(半導体、医薬品、鉄鋼など)については、戦略的なデカップリングを行うつもりである。」

○「戦略的デカップリング」の例として、半導体、医薬品、鉄鋼などを挙げているが、関税の問題に留まらず、非関税措置である貿易・投資規制も含まれると思われる。

アメリカ・ファースト政策では、項目分類として、①不公平かつ不均衡な貿易への対処(貿易赤字は正に向け関税)、②中国との経済・貿易関係(中国との協定を見直し、関税その他の措置、不合理・差別的政策・慣行の調査、対応措置等)、③追加の経済安全保障事項(輸入調整措置の評価(鉄鋼、アルミ、国家安保関連品目)、輸出管理、投資管理、フェンタニル対策等)。

ポイント2：レアアースの輸出規制(4/4)の緩和も対象の可能性か？

○共同声明では、米国側の発表によれば、中国側は、「2025年4月2日以降に米国に対して講じられた非関税措置を一時停止または解除するために必要なすべての行政措置を採用する。」とある。

○4月2日以降の米国関連の措置としては、次のようなものがある。「非関税措置」という用語で、輸出規制局面も含まれるのか不明確ではある。

①4月4日発表の措置

- ・7種類のレアアース関連製品の輸出規制の導入（全世界向け）
- ・防衛関連等の米国企業11社を信頼できないエンティティリストに追加
- ・米国企業16社を輸出管理法上の輸出管理規制ユーザーリストに追加

◎「米国による相互関税発表（4/2）後の中国による対抗的規制動向（改訂版）」参照

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf

②4月9日発表の措置

- ・防衛関連等の米国企業6社を信頼できないエンティティリストに追加
- ・米国企業12社を輸出管理規制ユーザーリストに追加
- ・米国（及びインド）からの医療用CT装置X線管に対するアンチダンピング調査開始（調査期間は、通常は2026年4月4日までに完了。例外的に6か月延長。）や、
- ・検疫上の問題から米企業C&D（USA）INC.社のソルガムきび及びAmerican Proteins Inc.社を含む3社の鶏肉及び骨粉の中国への輸出資格停止、
- ・米国の鶏肉企業2社の鶏肉の中国への輸出の停止、
- ・デュポン・チャイナを独占禁止法違反の疑いで調査実施

◎「米国の相互関税等（累計104%）の発動後の中国による対抗的規制動向」参照

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250410.pdf

○「一時停止又は解除」の対象となる措置が、上記措置のどの範囲なのかは明確ではなかったが、中国商務部は、5月14日に「非関税措置の一時停止・解除」に関して、次のように、4月4日、9日に公表された2つの措置の緩和についてプレスリリースを出した。

①輸出管理法に基づき、合計28の米国企業を「輸出管理リスト」（禁輸リスト）に掲載し禁輸とした措置を一時停止

記者からの質問:ジュネーブでの米中経済貿易協議の共同声明で、中国が2025年4月2日から米国に対する非関税措置を一時停止または解除すると言及したことに注目しました。

A:輸出管理に関する関連法規に従い、商務省は2025年4月4日と9日にそれぞれ発表第21号と第22号を発行し、合計28の米国事業体を輸出管理リストに載せ、それらへの軍民両用品目の輸出を禁止しました。中米ハイレベル経済貿易協議で合意に達したコンセンサスを実施するため、2025年5月14日から90日間、上記の措置を一時停止することが決定されました。輸出者が上記の28の事業体に軍民両用品を輸出する必要がある場合、中華人民共和国の軍民両用品の輸出管理に関する規則の関連規定に従って商務部に申請するものとします。商務省は法令に則った審査を行い、要件を満たした者には免許を付与します。

②17の米国事業体の「信頼性できないエンティティリスト」掲載による措置を一時停止

記者からの質問:ジュネーブでの米中経済貿易協議の共同声明では、中国が 2025 年 4 月 2 日から米国に対する非関税対抗措置を一時停止または解除すると言及されました。

A: 回答: 『中華人民共和国対外国制裁法』『信頼できないエンティティリストに関する規定』および関連規定に基づき、信頼できない実体リスト作業メカニズムは 2025 年 4 月 4 日と 9 日、17 の米国企業を信頼できないエンティティリストに追加し、これらの企業が中国に関連する輸出入活動を行うことを禁止し、中国国内での新規投資を禁止しました。

米中経済貿易高官会談の合意を履行するため、2025 年 5 月 14 日より、4 月 4 日公告（不信頼エンティティリスト作業メカニズム〔2025〕7 号）に関連する措置を 90 日間一時停止し、4 月 9 日公告（不信頼エンティティリスト作業メカニズム〔2025〕8 号）に関連する措置を一時停止します。「信頼できないエンティティリスト規定」の関連規定に基づき、国内企業は上記実体との取引を申請することができ、信頼できないエンティティリスト作業メカニズムは法に基づき審査を行い、条件を満たす申請を承認します。

なお、中国政府が国内の航空会社に対してボーイングの機体受け取りの停止措置を解除し、ボーイングによる機体の納入再開を認める通知を出したことが報じられている（ブルームバーグ 25.5.13 他）。

○4 月 4 日、9 日の措置については、上記の CISTEC 解説資料に掲載しているが（掲載企業、理由等を含む）、企業等の組織体に対する措置としては、次のようになっている。

① 信頼できないエンティティリスト 計 17 社

・輸出入、投資等を禁止。台湾への武器供与等が理由。米国の防衛・宇宙関連企業が中心。

② 輸出管理法に基づく輸出管理リスト 計 28 社

・輸出禁止。中国の国家安全と利益を侵害。防衛・宇宙関連企業以外に、過去にトランプ政権に米国経済を中国から切り離すよう提唱していた非営利団体「Coalition For A Prosperous America」も対象となっている。

○信頼できないエンティティリスト掲載企業は、多くは台湾への武器輸出という国家安全の侵害が理由であるため、どこまで許可申請が認められるかは不透明と思われる。

他方、輸出管理リストの掲載理由は、「国家安全と利益を害した」という抽象的なものであり、防衛関連企業でない企業もあるため、ケースバイケースの扱いと思われる。輸出管理リスト掲載企業でも、4 月 2 日以前に信頼できないエンティティリストに掲載されている場合もあり、その場合の扱いは微妙と思われる。

○中国政府は、民生用途の企業に対する輸出は元に戻すことは想定していると思われるが、

軍事エンドユース・ユーザー向けまで緩和することは考えにくく、昨年12月3日付の対米包括的対抗措置との関連からも考えにくい、運用を見極める必要がある。

○今回の停止・解除の対象となるのは、4月2日以降の措置であるので、昨年12月3日の対米包括的対抗措置の、①米国の軍事エンドユース・ユーザー向けの全ての両用品の禁輸、②米国向けのガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連の両用品目の原則不許可の措置は対象となっていない。

①の措置にはレアアースも含まれるはずであり、②の措置は民生用途も含まれるが、後者も原則禁輸とされる中で緩和対象になるのかは不明である。

※昨年12月3日の対米包括的対抗措置については、以下のCISTEC資料参照。

◎米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について (24.12.5)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20241205.pdf

○ドイツのVW向けに許可が下りたとの報道もなされている(今回の米中合意以前の時点)。

中国政府は、独自自動車大手フォルクスワーゲン(VW)のサプライヤーを含む少なくとも4社のレアアース磁石メーカーに4月下旬に輸出を許可したとのことで、4月に輸出を停止して以来初の許可となる。

輸出許可は顧客ごとに出され、4社の全顧客が許可を取得したかどうかは不明で、情報筋によると、許可は欧州とベトナムの顧客向けのサプライヤーにのみ出たという(ロイター25.5.13)。

○運用動向としては、次の点がどうなるか注目される場所。

- ・自動車用の磁石、電池等向け
- ・テスラの人型ロボット向け
- ・ドローンの米国最大手のスカイディオの電池向け(昨年10月に反外国制裁法で調達困難となっていた。ウクライナ向けドローンにも搭載しており、4月4日に信頼できないエンティティリストに掲載されていた。) 等

○米国では、本件レアアース輸出規制に関連して、テスラの人型ロボットや自動車製造等に大きな影響を及ぼしていると報じられていた。

①テスラの人型ロボットの量産に支障

テスラ CEO のイーロンマスク氏は、今年中に数千台のオプティマスヒューマノイドロボットを製造する見込みだが、その生産は中国の希土類磁石の輸出制限の影響を受けたとし、中国政府は自国の希土類磁石が軍事目的で使用されていないという保証を求めており、協議中と述べた(ロイター25.4.23)

②自動車生産上の制約

レアアースに対する中国の輸出規制は、自動車生産にシャットダウンを引き起こす可

能性があり、北京が輸出を完全に制限した場合、必要不可欠な磁石の備蓄は数ヶ月以内に底をつくことになるとのこと（FT 25. 4. 20）

○このような状況から、米国政府としても、関税交渉の際の最優先事項の一つとして位置付けていた。

【中国政府による戦略的鉱物の密輸取締り特別行動実施について】

○冒頭述べたように、中国商務部は5月9日に、国家輸出管理調整弁公室による政府横断的な戦略鉱物の密輸に対抗する特別行動を展開することを発表した。

国家輸出管理調整弁公室、戦略鉱物の密輸・輸出に対抗する特別行動を展開

2025年5月9日、中国共産党中央委員会と国務院の決定と展開を深く実行するため、輸出管理業務国家調整機構弁公室は、商務部、公安部、国家安全部、税関総署、最高人民法院、最高人民検察院、国家郵政局などの部門を組織し、広東省深圳市で戦略鉱物資源の密輸・輸出対策特別行動に関する現地会議を開き、具体的な作業を展開した。

会議では、戦略鉱物資源の輸出管理を強化することは、国家の安全保障と発展の利益に関係すると指摘された。ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、タングステン、中重レアアースなどの戦略的鉱物資源の国家輸出管理が実施されて以来、一部の外国企業は国内の無法者と結託し、取り締まりを逃れようと密輸や輸出の方法を絶えず改修している。戦略鉱物の不法流出を避け、密輸の勢いを抑制し、国家の安全を効果的に守るため、また、合法的な貿易を促進し、生産とサプライチェーンの安定を確保するため、戦略鉱物の密輸と輸出に対抗することは、現在、緊急かつ重要な課題となっている。

会議では、各部門が戦略鉱物の分野に重点を置き、出所管理を強化し、一致団結して闘う努力を形成し、虚偽報告や隠蔽、潜伏密輸、「第三国」への再輸出などの典型的な脱法手口を標的に、戦略鉱物の密輸・輸出対策に力を入れるべきであると強調した。法の支配を堅持し、刑事司法との連携を向上させ、法に基づき多くの違法輸出事件を迅速に摘発・公表し、背後の違法団体や密輸ネットワークを深く掘り下げ、断固として深部まで戦い、法を犯す者に対する強い抑止力を形成することが必要である。

本会議は、各部門が法執行と司法の人員と能力構築を強化し、事件処理のレベルと取り締まりの効果を効果的に高めること、法執行のためのインテリジェントな情報システムの構築を加速し、部門と地域を超えた法執行の協力を強化すること、大陸税関、香港税関、マカオ税関の法執行の協力を強化し、取り締まりにおける努力の相乗効果を形成し、国家輸出管理目標の達成を確保し、国家の安全と発展の利益を断固として守ることを要請した。

○このチームには国家安全部が含まれており、発足理由として、「一部の外国企業は国内の無法者と結託し、取り締まりを逃れようと密輸や輸出の方法を絶えず改修している。」と

ということが書かれている。

これは、国家安全部が、改正反スパイ法が実施されて以降、その活動の一環として、レアアース等の鉱物資源の外国勢力の関与による密輸が横行しており、これを摘発することが必要だと主張しており、今回これを政府横断的取組として位置付けたということと思われる。

- 昨年 10 月施行「レアアース管理条例」では、レアアースを「国家が所有する戦略物資」であることを明確化しており、また、反スパイ法（第 4 条）では、「スパイ行為」の対象として、「スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、あるいは他人に指示・資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれらと結託して実施する国家秘密、情報及びその他の国の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品を窃取、偵察、買収、不法に提供する」ことが規定されている。
- このことからすると、中国企業が「国家が所有する戦略物資」であるレアアースを違法輸出することはもちろん、記載されているように、「結託して入手」する、あるいは「第三国への再輸出」に関わる日本企業を含む外国企業も「反スパイ法」の適用対象となり、刑事的立件対象となる潜在的风险があり得る。手続き的不備が虚偽報告や隠蔽とされ、「スパイ行為」とされるなどの不測の事態も念頭に置く必要がある。
- 今回の密輸摘発のための「特別行動」として打ち出した以上、「成果」を出す必要があるということになるため、十分な注意が必要である。

【まとめ】

- 今回の中国の対抗措置としての中・重レアアースの実質的禁輸措置は、中国依存の深刻さをトランプ新政権全体及び議会全体として衝撃を以て共有したと思われる。この深刻な影響への対処を早期に行わなければ、安全保障面からの対中対応も制約を受けることになるため、米欧日豪加等の関係国が連携して対応していく必要がある。
- SCMP によれば、中国人民大学の教授は、「現在の関税休戦と非関税措置の一時停止は、米国に一息つかせる戦略であると指摘した。『現在、規制を適度に緩和することで、[中国は]『風揚げ戦略』を採用している。糸を切らず、風を制御不能にさせない』と王氏は述べた。『これにより、相手を絶望的な措置に追い込み、逆に米国が中国から脱却するのを助けるような事態を回避できる』と続けた。』『米国が関税や技術制裁などの問題で合意を拒否した場合、[中国]は即座に供給を停止する可能性がある。これは『資源を時間と空間と交換する』戦略である。』（SCMP 25. 5. 14）とのことである。
- 米国、豪州、カナダ等においても、既存鉱山の増産、新技術開発等が進みつつあると報じられており、またトランプ新政権は、鉱物資源確保のために、2 つの大統領令に加えて深海のレアアース資源等の備蓄に向けた大統領令の起草を行っていると報じられている。日本としても自らの経済水域の深海に存在するレアアースは注目されており、また新技術開発についても寄与できる面が多々あると思われる。

○トランプ新政権のごく初期時点でこのような深刻さが判明したことは、言わば「不幸中の幸い」であり、今後、信頼できるサプライチェーンの早期構築に向けた同志国連携の取り組みが期待されるところである。

ポイント 3：米国の相互関税は、34%が上限、10%が下限と説明

○ベッセント長官は、インタビューで次のように発言。

- ・「中国は、今現在、報復しなかった他の国と同じ立ち位置にいるのは明らかだ。4月2日に、相互関税 34%が天井であると私が言ったのにかかわらず、市場参加者がパニックに陥ったので驚いた。報復が原因でこのような不幸な展開になったが、今はそのようなエスカレートを避けるためのプロセスを整えている。」
- ・質問の「中国側が 10%、アメリカ側が 30%（フェンタニル関連は 20%）というフロアであれば、関税率はここからしか上がらないということか？」に対して、「上がるとは言わないが、10%を下回ることはあり得ない。」と説明。

○なお、1974 年通商法 301 条に基づく中国原産品への 7.5～100%の追加関税、1962 年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品や自動車・同部品に対する 25%の追加関税などは維持される。

ポイント 4：米国は、第一次トランプ政権時の「米中貿易協定（第 1 段階）」をベースとすると説明

○ベッセント長官は、次のように説明している。

- ・「アメリカ国民にとって公平でなければならない。しかし 2020 年 1 月、トランプ大統領は雛形を作った。我々は中国と優れた貿易協定を結んでいたが、バイデン政権はそれを実施しないことを選択した。中国の代表団は、バイデン大統領が就任すると、彼らは義務を無視する。したがって、私たちはすでに大きな枠組みを持っている。ここでもうひとつ覚えておくべきことは、4月2日の中国の水準は 34%であり、34%から 10%まで下げる一時停止である。交渉分野は関税、非関税、貿易障壁、為替操作、補助金の組み合わせだ。」
- ・「トランプ 1.0 の貿易協定は非常に良いロードマップだと思う。なぜなら、2020 年、中国はその協定の下で義務を果たしていたからだ。つまり、我々はそこからスタートしようとしているのだ。世界は変わった。製品は変わった、製品構成も変わった。だから、すべてがテーブルの上にあると思う。」

○2020 年の米中貿易協定（第 1 段階）では、①中国によるアメリカ製品の輸入拡大、②知的財産権の保護、③金融サービスの市場開放、④為替操作の禁止等含めて、中国側がコミットしている。

※以下の JETRO 記事が詳しい。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/64d4f6d398b53d5f.html>

以上